

進路便り Road to the Future No.33

この週末が最後の説明会の学校あり。必要な人は是非参加を！！

進路希望確定書について

いよいよ来週14日(水)から三者懇談が始まります。三者懇談では、11月の進路希望に書かれた志望校について、今までのデータをもとにした「合格への可能性」の話になると思います。しっかり相談して、自らが主体となって進路を決めてほしいと思います。決断をするのは自分自身です。

また、三者懇談では「進路希望確定書」を配布します。話し合ったことをもとに、記入してください。「絶対にこの時期に進路を決めねばならないのか?」と、聞かれます。結論を1月上旬に延ばすことにプラスの要素はありません。冬休みという受験前の最後の長い休みを志望校が決まっていないという不安定な状態で過ごすことは、精神面でも学習面でも大変なマイナスです。充実した冬休みにするために、今回の懇談で進路希望先は決定してください。冬休みには志望校へ合格できる可能性を最大限に高める取り組み(過去問などによる「傾向と対策」)ができるようにしましょう。提出期限は、12月21日(水)です。

さて、みんなは自分自身の進路を考えているわけですが、この時期に心ない一言が今まで3年間ともに頑張ってきた人の心を傷つけることがあります。それは、他の人が決めた進路についてマイナスの言葉を言うことです。その人の決めた高校について、「あんな学校…」とか、「だれでも…」とか言う人がいます。これは許されないことです。言った人はその学校についてどれだけの事を知っているのでしょうか。どこかで聞いた無責任なうわさや無責任な情報で言っているのでしょうか。それぞれの人が決めた進路は尊重こそすれ、批判めいたことは言うべきではないし、また言う必要もないでしょう。各自、自分の力で立派に進路を切り拓こうとしているのです。そのことは絶対に忘れないでください。

特別事情具申について

公立高校を希望される方で、次の①～③の事項に事情のある場合、期限内に「特別事情具申」の申請をしていただかねばなりません。もしも、必要にもかかわらず、申請せずに受検し合格しても、その合格は認められませんので、注意をしてください。個々の事情や、受検する高校によって申請の必要・不必要が異なりますので、該当する可能性のある場合は、早めに必ず担任まで申し出てください。

- ① 親権者又は後見人以外の者が保護者になる場合
- ② 転居などにより保護者の住所が入学日までに変わる場合
※保護者の生活の本拠が住民票の記載と異なる場合なども同様です
- ③ 通学区域の高等学校への通学が著しく困難な場合、その他教育上特別な事情がある場合

届出受付期間 前期選抜：平成29年1月10日(火)～13日(金)
中期選抜：平成29年1月10日(火)～20日(金)

京都府高校生修学支援事業に係わる貸与予約申請について

期日が迫ってきておりますが、ご検討いただけましたでしょうか。申請をお考えの方は、提出期限に遅れないようにお願いします。最終締切は、12月20日(火)です。ぜひ早めに一度提出をお願いします。

※社会福祉協議会では、入学当初に必要なお金のために、教育支援資金の貸付の制度(つなぎ資金)があります。制度の利用をお考えの場合は、早急に市区町村の社会福祉協議会に、ご相談されることをお勧めします。利用するには上記の京都府の修学支援事業などに予約申請する必要があります。